平成２９年（フ）第７号
鹿児島県阿久根市赤瀬川356番地２－１
債務者　大野　　恵
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
青森県八戸市大字長苗代字元木13番地１　シニアガーデン長苗代、前住所青森県八戸市根城４丁目15番４号　大久保アパート１号
債務者　藤田　みつ
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１号
福島市宮代字上川原１番地　県住10棟５号室
債務者　木村香織里
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２号
福島市下鳥渡字扇田15番地の４
債務者　佐藤　真紀
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
福島県いわき市内郷御厩町３丁目55番地　ヤマキビル２－７
債務者　遊佐　忠雄
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第５号
福島県いわき市内郷御厩町３丁目55番地　ヤマキビル２－７
債務者　遊佐　初恵
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第３０１号
茨城県水戸市吉沢町379番地
債務者　柴田　新吾
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３７０号
茨城県水戸市東原１丁目４－９会沢コーポ１階103号室、住民票上の住所茨城県常陸太田市金井町1813番地の７
債務者　寺尾由美子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
茨城県笠間市南友部1959番地33　若菜住宅
債務者　軍司　美好
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８２２号
京都府宇治市広野町中島61番地の１　グランドール広野108号、申立時の住所京都府宇治市大久保町旦椋９番地の14
債務者　中地　朝子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
京都市西京区上桂北ノ口町241番地　アルテＴＯＹＯ306
債務者　山城久美子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
兵庫県加古郡稲美町加古1006番地
債務者　糟谷　美保
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３８号
兵庫県赤穂郡上郡町山野里2089番地４
債務者　大森　里枝
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８８９号
広島県安芸郡熊野町貴船７番１－304号
債務者　八城　定子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４号
広島市中区白島九軒町２番６－403号、申立時の住所山口県岩国市山手町１－２－10
債務者　小田　周子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３号
広島市南区霞２丁目８番１－404号
債務者　原田　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８０号
広島市安佐南区西原４丁目40番43－201号
債務者　新谷　佳子（旧姓青中）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部